

広島県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程（平成十四年広島県選挙管理委員会告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号を次のように改める。

少額領収書等の写しに係る開示請求書

平成 年 月 日

広島県選挙管理委員会 様

氏 名：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住 所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)
〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号)

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第3項の規定に基づき、次のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

1 請求する少額領収書等の写し

年	国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 名 称	支出項目

備考 支出項目欄には、下記の①～⑨の支出項目のうち、開示を求める項目の番号を記入してください。

- ①光熱水費 ②備品・消耗品費 ③事務所費 ④組織活動費 ⑤選挙関係費
⑥機関紙誌の発行その他の事業費 ⑦調査研究費 ⑧寄附・交付金 ⑨その他の経費

2 開示請求の理由・目的

(開示請求の理由・目的をできるだけ具体的に記載してください。)

3 開示請求者が求める開示の実施の方法等(本請求に基づき開示が決定された後にも選択することができま。)

いずれかの()内に○を付してください。

ア 広島県選挙管理委員会における開示の実施を希望する。(開示の実施を希望する日については、開示決定通知後お知らせください。)

(イ) 少額領収書等の写しの閲覧を希望する。()

(ロ) 少額領収書等の写しの交付を希望する。

 a 複写機による白黒コピー ()

 b スキャナで電子化したものを複写したCD-R ()

 イ 少額領収書等の写しの郵送を希望する。

(エ) 複写機による白黒コピー ()

(イ) スキャナで電子化したものを複写したCD-R ()

ウ 開示決定後に開示の実施方法を選択することを希望する。()

※ 複写機による白黒コピーの場合は、用紙1枚につき10円の手数料がかかります。

※ スキャナで電子化したものを複写したCD-Rの場合は、CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた手数料がかかります。

※ 郵送の場合は、郵送費用を負担いただく必要があります。

別記様式第九号を次のように改める。

別記様式第9号(第2条関係)

平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

広島県選挙管理委員会 様

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

政治資金規正法施行令(昭和50年政令第277号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

- 1 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の番号等
日 付：
文書番号：

- 2 求める開示の実施の方法
下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付けてください。

国会議員関係政治団体の名称		複写したものの 合計枚数
実施の方法		
1 閲覧	1 全部 2 一部()	
2 複写機により白黒で複写したものの交付	1 全部 2 一部()	
3 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付 (PDF形式)	1 全部 2 一部()	

- ※ 2の場合は、用紙1枚につき10円の手数料がかかります。
※ 3の場合は、CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた手数料がかかります。

- 3 開示の実施を希望する日
平成 年 月 日

- 4 「写しの送付」の希望の有無
〔有：同封する郵便切手の額 円〕
〔無 〕

- 5 担当部署
〒730 - 8511 広島市中区基町10 - 52 広島県選挙管理委員会
電話 082 - 513 - 2605

別記様式第九号の二を次のように改める。

別記様式第9号の2 (第2条関係)

平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

広島県選挙管理委員会 様

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

政治資金規正法施行令(昭和50年政令第277号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり開示請求時に申し出たとおり開示を受けるので、申出をします。

- 1 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の番号等
日 付：
文書番号：

2 開示請求時に申し出た開示の実施の方法 (いずれかの()内に○を付してください。)

ア 広島県選挙管理委員会における開示の実施を希望する。
(イ) 少額領収書等の写しの閲覧を希望する。()
(ロ) 少額領収書等の写しの交付を希望する。
 a 複写機による白黒コピー ()
 b スキャナで電子化したものを複写したCD-R ()
イ 少額領収書等の写しの郵送を希望する。
(イ) 複写機による白黒コピー ()
(ロ) スキャナで電子化したものを複写したCD-R ()

※ 複写機による白黒コピーの場合は、用紙1枚につき10円の手数料がかかります。
※ スキャナで電子化したものを複写したCD-Rの場合は、CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた手数料がかかります。
※ 郵送の場合は、郵送費用を負担いただく必要があります。

- 3 開示の実施を希望する日 (閲覧の場合) ※ 交付・郵送の場合、記入の必要はありません。
平成 年 月 日

4 開示概要・手数料		
国会議員関係政治団体の名称	複写したものの合計枚数	開示実施手数料
※ 閲覧の場合、手数料はありません。		

- 5 担当部署
〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県選挙管理委員会
電話 082-513-2605

※ 開示請求時と異なる開示の実施方法を希望される場合は、担当部署までお知らせください。

別記様式第十一号を次のように改める。

別記様式第11号(第2条の2関係)
収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求書

平成 年 月 日

広島県選挙管理委員会 様

住所(法人等の団体にあつては事務所または事業所の所在地)
〒 —

氏名(法人等の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号() —

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程
(平成14年広島県選挙管理委員会告示第49号)第2条の2第1項の規定に基づき、次のとおり収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求します。

1 交付請求する収支報告閲覧対象文書の写し

政治団体の名称並びに収支報告閲覧対象文書に係る収入及び支出がされた年	
年	
年	
年	
年	
年	
年	
年	

2 収支報告閲覧対象文書の写しの交付方法等(希望する方法に○をしてください。)

- (1) 写しの交付方法
- ア 広島県選挙管理委員会において写しの交付を希望する。
イ 写しの送付を希望する。(別途送付に要する郵便切手が必要です。)
- (2) 写しの交付の実施方法
- ア 複写機により白黒で複写したものの交付を希望する。
(用紙1枚につき100円の手数料がかかります。)
- イ スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付を希望する。
(CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた手数料がかかります。)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。